新型コロナウイルス感染防止策 (利用者用)

国母公園有料運動施設 (運動広場・テニスコート) 令和2年8月7日改訂 令和5年3月13日改訂

1 感染防止策

- (1) 施設内の混雑の緩和(「密集」の回避) 利用時間や利用者数は最小限とする。
- (2) 人と人との距離の確保(「密接」の回避) 受付は、代表者1名により行う。

2 その他の感染防止策

- (1) マスクの着用 マスクの着用については、個人の判断に任せる。
- (2) 体調チェック 利用者は、必ず事前に体温を測り、発熱(平熱より1℃以上を目安とする。) や風邪の症状(咳やのどの痛み)、嘔吐・下痢等の症状があれば利用しない。
- (3) ゴミの持ち帰り ゴミは各自持ち帰る。

3 施設ごとの注意点等

- (1) 開放時間について 午前8時30分から午後10時とする。
- (2) 利用の手続き
 - ・「国母公園有料運動施設使用許可申請書」に利用者(代表者)が連絡先等必要事項を記入する。
- (3) 利用後の注意
 - ・利用終了後に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに国母公園管理事務所へ報告すること。